

大阪の福祉を知るみんなの情報誌

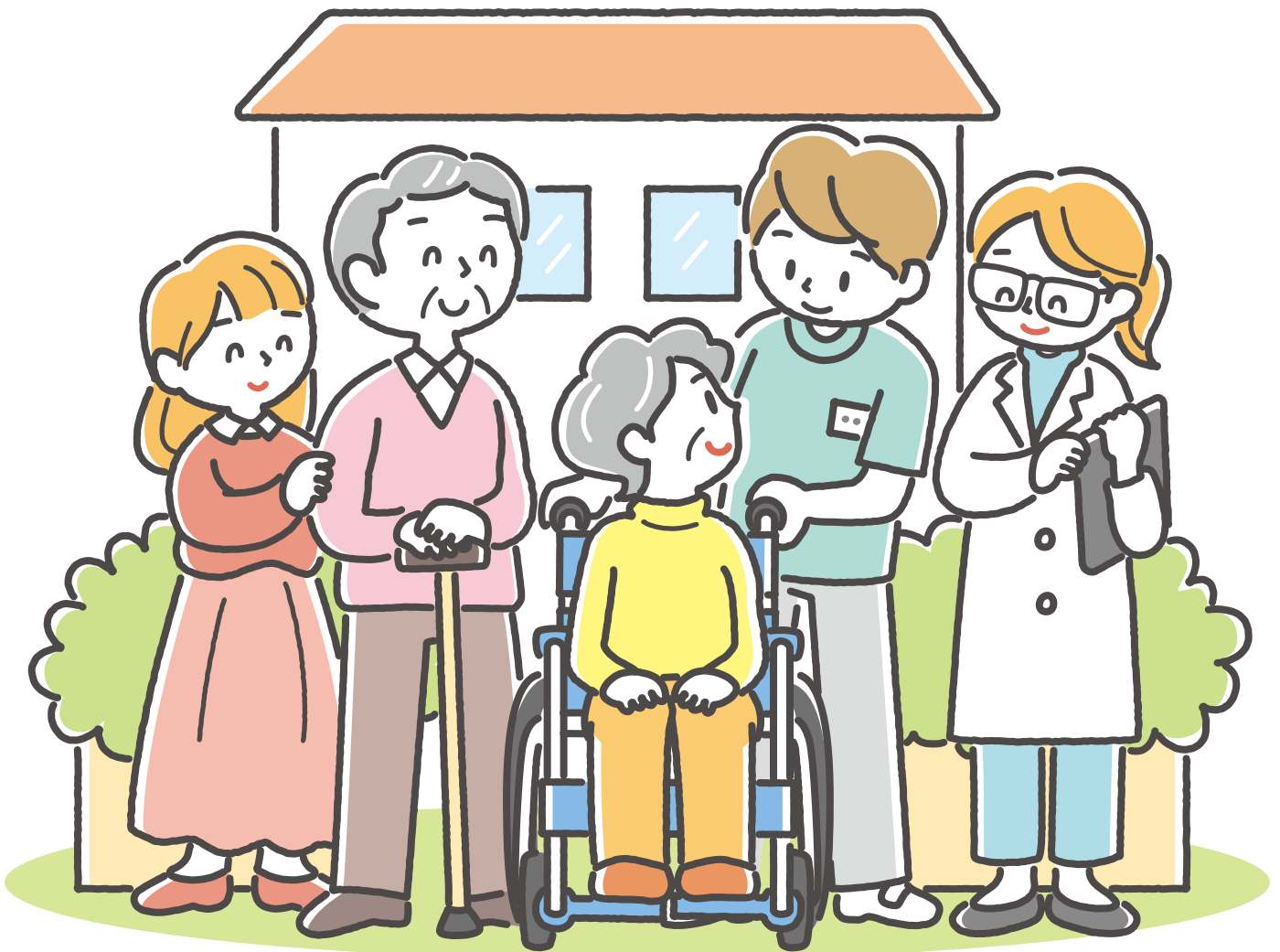
ウェルおおさか

vol.147 2023年12月号
隔月発行(偶数月1日)

特集

「高齢者虐待」をなくするためには
“もしかして”と思ったら通報を

- 図書・資料閲覧室からのお知らせ
- 講座案内



「高齢者虐待」をなくするためには ～“もしかして”と思ったら通報を～



超高齢化社会が進行するわが国では、人口減少問題も加わって、高齢者の割合が増えています。そこで今、目をそらすことができないのが「高齢者虐待」の問題です。すべての介護サービス事業者等においては、令和3年4月に、利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、①虐待防止検討委員会の開催、②虐待防止のための指針の整備、③研修の実施、④担当者を定めることが運営基準等に定められ、令和6年4月からは完全義務化されます。これをきっかけに、各自治体で高齢者虐待防止についてのさらなる周知徹底が図られていくことになります。今回は、介護サービス事業者等や市民の皆さまに高齢者虐待への理解を深め、防止に向けた取り組みなどについて紹介します。

高齢者虐待は、様々な要因で発生します。高齢者が認知症になると言動の混乱やADL(日常生活動作)の低下などで、世話をする人(以下、養護者)の負担が増加することや、経済的困窮なども要因となります。また、高齢者と養護者の人間関係や、家族、親族の無関心も要因になり得ます。そこで、高齢者虐待を防止し、虐待を受けた高齢者の保護、養護者への支援を目的に制定されたのが高齢者虐待防止法です。

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を、「養護者による虐待」と「養介護施設従事者等による虐待」の2つに分けています。「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外のものを指し、高齢者の身の世話を管理している家族や親族、同居人等が該当します。養介護施設従事者等とは、老人福祉法及び介護保険法に規定される「養介護施設」「養介護事業」の業務に従事する者で、直接介護に携わる職員のほか、経営者・管理者も含まれています。

身体的虐待だけではない、 高齢者虐待 5つの分類

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を、次の5つに分類しています。

1. 身体的虐待

暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

- 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る
- ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする

2. ネグレクト(世話・介護の放棄)

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

- 食事を与えない
- 室内にゴミを放置するなど、劣悪な環境の中で生活させる
- 高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、相応の理由なく制限したり使わせない
- 同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置する など

3. 心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。

- 排泄の失敗を嘲笑したり、人前で話すなどにより恥をかかせる
- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 高齢者が話しかけているのを意図的

に無視する など

4. 性的虐待

本人との合意のないあらゆる形態の性的な行為またはその強要

- 排泄の失敗に対し懲罰的に下半身を裸にして放置する
- 性的な行為の強要 など

5. 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

- 日常生活に必要なお金を渡さない、使わせない
- 本人の自宅等を本人に無断で売却する など

「高齢者虐待防止法」では、このような虐待を受けたと“思われる”高齢者を発見した人には市町村に速やかに通報する努力義務、その高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は早急に通報する義務が定められています。通報した人の情報は守られますので、早期発見で被害を最小限に防ぐため、“虐待かも”と感じたら、ためらわずに連絡してください。(通報先はP3に掲載)

次ページからは、高齢者虐待防止の現状や取り組みなどについて紹介します。

大阪市における高齢者虐待の現状と、虐待防止に向けた取り組み

【高齢者虐待防止関係業務担当】

大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課 相談支援担当課長 金井 隆幸さん

大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課 相談支援グループ担当係長 三宅 由起さん

【養介護施設従事者等における高齢者虐待の通報・届出担当】

大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 事業者指導担当課長代理 古松 良章さん

今回は、大阪市における高齢者虐待について、福祉局の担当者にお話をうかがいました。お聞きした皆さんは共通して「家庭や施設といった閉ざされた空間で行われることも多い高齢者虐待は、通報してもらうことが最も重要で、早期発見が虐待防止対策への近道」と口を揃えました。

2006(平成18)年の高齢者虐待防止法の施行以降、虐待されているかもしれ

ない高齢者について通報することの重要性が周知され、全国の通報件数は右肩上がり増加しています。大阪市でも図1と図2のように、養護者と養介護施設従事者等による虐待を合わせた通報件数は、直近の2021(令和3)年度に微減となったものの上昇を続けています。2024(令和6)年度にはすべての介護サービス事業者等を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、



▲金井 隆幸さん

虐待防止検討委員会の開催、虐待防止のための指針の整備、研修の実施、担当者を決めることが完全に義務化されるため、さらに通報の重要性が周知され、通報件数が増加する可能性があります。

大阪市の現状について「養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報件数は比較的高い」と分析するのは、養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の取り組みを進める古松さん。大阪市では事業所ごとに運営指導を行うとともに、年に1度の集団指導では動画を配信して視聴を求め、虐待防止の取り組みについて周知徹底しています。養介護施設従事者等による虐待の評価会議にも出席する金井さんは「勤務先の事業所を改善したい」と通報される職員もいます」と話します。

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の対応の流れ

養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報があった場合の対応について、古松さんは「まずは利用者の安全を確保するとともに、事業所の従業員や利用者等から出来るだけ多くの情報を集め、事実確認調査を行います。事実確認調査は通報内容等に応じて様々な手法を工夫して行っています。通報をためらう方もいらっしゃいますが、通報者の秘密はしっかりと守りますし、実際には虐待はなかったということもありますが、それでも構いません。疑わしいことがあれば通報していただきたい。」と話しま

図1:養護者による高齢者虐待通報等件数と虐待と判断した件数

(大阪市福祉局提供)

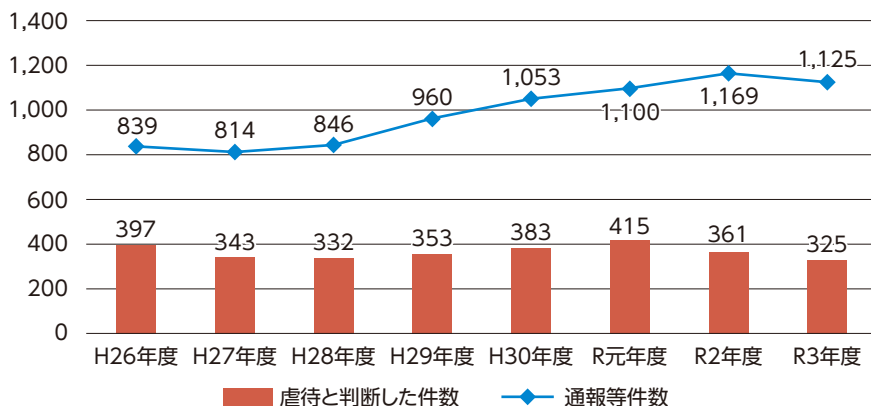
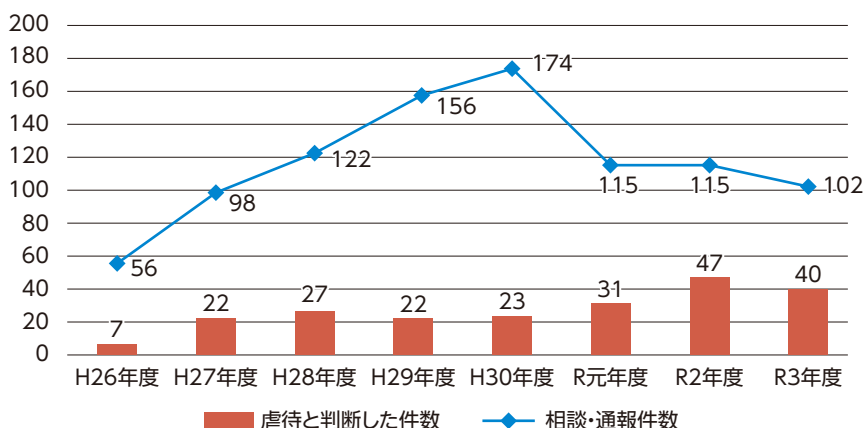


図2:養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等件数と虐待と判断した件数

(大阪市福祉局提供)



す。事実確認調査の結果をもとに、管理職を含む複数の職員で構成する虐待評価会議で虐待かどうかを判断し、虐待が認められた事業所には、改善指導を行います。深刻な虐待が認められた場合は事業所の指定取消や指定の効力の停止等の行政処分を行うこともあるとのこと。そして、今後の虐待を防ぐため、事業所に虐待が起こった要因の分析と、虐待を解消する対策を示した報告書の提出を求めます。その報告書に問題がある場合は指導し、適時、事業所をモニタリング調査し、改善の確認を行うとのことでした。「基本的には事業者は『虐待はあってはならない』と認識しているので、被虐待者となった利用者の環境が改善することが多い。利用者の安全安心な生活の確保を第一に考えて対応します。」と古松さんは話しました。

「養護者による高齢者虐待」の対応の流れ

養護者による高齢者虐待の対応は区の保健福祉センターが第一義的に責任を担って対応し、地域包括支援センターや総合相談窓口（ランチ）と協力しながら終結に結びつけます。

①初動期

「高齢者の生命・身体の安全確保」虐待の通報等を受けると速やかに事実を確認し、安全確保を優先に対応。

②対応期

「虐待の解消・高齢者が安心して生活できる環境整備」虐待に対応する計画を策定し、計画に基づき支援。

③終結期

「目標達成の確認」虐待の解消と安心して生活ができる環境整備ができたことを確認し、対応を終結。

大阪市の場合、養護者による高齢者虐待の判断は各区の保健福祉センター

の権限で行います。「事実確認チェックシートを作成し、客観的事実をもって組織的に判断します」と三宅さん。大阪市では、人権擁護・法的視点を有する弁護士と、ソーシャルワークの視点を有する社会福祉士からなる虐待対応専門職チームと契約し、虐待判断の妥当性や対応方針についての助言をもらい、的確に対応を行える体制を整えています。

三宅さんは「虐待を起こした養護者の負担の軽減のための相談、指導、助言などを行い、虐待の発生要因を解消することに努めています」と話します。例えば、介護の知識がない中で必死に介護を続けた結果、虐待を起こしてしまったケースもあり、そういう時には、ヘルパーによる支援や介護施設への入所等を提案し解決に導く場合もあるとのこと。「虐待と判断した養護者の方から抗議を受けることもありますが、そこは毅然とした態度で臨んでいます。決して虐待を起こした方を罰したいのではありません。個々の虐待の事案を、しっかり分析し課題を解決し、安心、安全に過ごせる環境づくりを行うことが私たちの仕事だと考えています」。



▲古松 良章さん

“虐待かも”と感じたら、すぐに通報してください

高齢者虐待は、家や施設の中での閉鎖された空間で起こることが多く外部からは分かりにくいですが、注意深く観察すると「虐待かも」と気付けるサインがあります。

高齢者本人、養護者、家庭などの様子を周囲の方が観察し、虐待かもしれないと感じたら、確信がなくてもいいので「すぐに通報してほしい」と、福祉局の皆さんは口を揃えます。虐待の前触れを察知し、支援などの対策を講じることができれば、虐待にまで至らない事例も多くあり、疑わしい場合は通報を行ってほしいとのことでした。

高齢者虐待の相談窓口

〈養護者による高齢者虐待の通報・相談窓口〉

●各区役所保健福祉課（平日9:00～17:30）

北 区	☎6313-9508	天王寺区	☎6774-9857	城 東 区	☎6930-9857
都 島 区	☎6882-9857	浪 速 区	☎6647-9859	鶴 見 区	☎6915-9859
福 島 区	☎6464-9857	西淀川区	☎6478-9918	阿倍野区	☎6622-9857
此 花 区	☎6466-9859	淀 川 区	☎6308-9857	住之江区	☎6682-9859
中 央 区	☎6267-9857	東淀川区	☎4809-9855	住 吉 区	☎6694-9859
西 区	☎6532-9857	東 成 区	☎6977-9859	東住吉区	☎4399-9857
港 区	☎6576-9857	生 野 区	☎6715-9857	平 野 区	☎4302-9857
大 正 区	☎4394-9859	旭 区	☎6957-9857	西 成 区	☎6659-9857

●各区の地域包括支援センター（平日9:00～19:00 土曜日9:00～17:00）

●各区の総合相談窓口（平日9:00～17:30）

〈養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報・届出窓口〉

●大阪市福祉局高齢者施策部 介護保険課指定・指導グループ

☎06-6241-6310（平日9:00～17:30）

その他、「休日夜間福祉電話相談」では、高齢者のさまざまな電話相談に応じています。

☎06-4392-8181

高齢者虐待防止には、教育の徹底や施設の体制整備、介護支援が必要。

大阪城南女子短期大学 現代生活学科教授 社会学博士 前田 崇博さん

高齢者虐待防止法施行で、施設や養護者の意識が転換

今回、お話をお聞きしたのは、大阪城南女子短期大学教授の前田崇博さん。教鞭に立つ一方で、高齢者介護の実態をテレビを通して発信し、施設や市民の相談の窓口を開設。さらに施設に対しての職員研修やアドバイスも行うなど精力的に活動されています。前田さんは「2006年の高齢者虐待防止法の施行以降、施設や市民の意識が大きく変わりました。虐待が、身体的、心理的、ネグレクト、性的、経済的と5分類されたことが大きい。施行前は、虐待は身体的虐待のみと考えていた施設が多く、その他の虐待は軽視されがちでした。しかし施行後は、5分類の虐待防止に対応できない施設は淘汰され、優良な施設のみが選ばれるようになりました。また虐待を発見した場合、市民の通報も求められるため意識が高まっています」と話しました。

前田さんは虐待の発生原因として、主に次の3点を挙げました。

〈教育(知識・技術の不足)〉

- 未経験や無資格で職に就く人が多く、専門的な知識や技術不足が顕著
- 加害者に虐待の知識がなく、虐待の認識がないという無責任な態度が目立つ
- 何もしないのが一番安全と放置する職員が存在がある
- 身体拘束が最も安全と考える施設も少なくない

〈職員の心理的問題〉

- 介護職の社会的評価が概して低い
- 給料に比べて仕事量が多く、就労モチベーションが維持できないこともある

- ストレスを抱えていたり、相談できない状況で孤立している職員も少なくない
〈施設の体質的・構造的な問題〉

- 人手不足
- 職場自体がハラスメント体制

職場でのガバナンス体制の構築で、虐待数が大幅に減少

高齢者虐待の防止について、前田さんは「専門職を養成する学校などでの教育の徹底が大切です。また、施設の現任者教育(OJT)として基本的な介護技術やコミュニケーション技術の研修が必要。さらに職場の体質改善のための管理職へのコンプライアンス・ガバナンス教育も必要です。それらの機会を得た知識を現場で活用してほしい」と訴えます。さらに、国が心理的虐待などの基準を明確に示していない問題点を指摘したうえで、「各施設においては虐待の範囲を決めるなどルールを作成し、人間の尊厳、法令遵守を念頭に入れた介護の提供体制を早急に構築することが責務です。そのようなリーガルマインドの意識の高い施設では虐待が少なく、年間虐待数ゼロという施設もあります」と有効な対策を紹介されました。

また職場での事故や虐待の報告に加えて「利用者さんの頭を叩きかけた」「暴言を吐きかけた」といった虐待に関する「ヒヤリハット」の報告を全職員で共有するようリスクマネジメントが必要だと前田さん。「その報告をした職員を高く評価して欲しい。虐待の未然防止のためのコーチング技法です。そして、職員のためになるスーパービジョン体制を構築して、虐待の起きにくい職場環



境に変容させていくことが重要」と強調しました。

レスパイトケアの充実や高齢者施設職員の活躍を願う

一方、在宅介護の世界でも虐待は起きています。「ご家族が体調不良といった緊急時に支援できるレスパイトケアが質量ともに十分に整備ができれば虐待は必ず減ります。具体的には、緊急のショートステイや柔軟性のあるデイサービスやホームヘルプサービスです」と前田さん。

また、公立中学校区内で医療や介護ネットワークを構築する「地域包括支援システム」が全国で稼働しており、24時間相談対応出来る地域も増えて来るとのこと。前田さんは「地域包括支援センターやケアマネジャーに、問題が小さい段階で気軽に相談することも虐待防止の一步です。“無理をしない”“一人で抱え込まない”ことが大切です」と語りました。

人材不足解消のために様々な人材の活用を奨励する前田さん。「ピア介護となる高齢者、短時間労働を希望される専業主婦や学生、そして日本語に堪能でない方、または引きこもりがちの方等、ここ数年で施設は多様な人材を受けれる職場環境に生まれ変わりつつあります。そして、教育の力で、そういった方々も、しっかり介護の担い手となりえます」と新たな視点での提案をいただきました。

新たな人材「アシスタントワーカー」

アシスタントワーカーとは？

介護施設等において掃除や食事の片付け、洗濯、物品の補充等、直接介助に携わらない業務を担当する“介護職場の人材”です。

採用が始まりました！

9月6日(水)と10月5日(木)に、専門アドバイザーによるWEBコンサルティングを実施しました。5月から受け入れ体制の整備に取り組んできた本事業ですが、3施設とも業務内容、勤務日数や時間帯といったアシスタントワーカーの勤務条件が明確になりました。また、アシスタントワーカーが業務を行うために必要な「業務マニュアル」も完成し、本格的に採用が始まりました。

すでに1名アシスタントワーカーの勤務がスタートしている施設もあり、作成した「業務マニュアル」を活用しながら、職員みんなの手厚くサポートをしています。

今後は、採用に向けて、周知活動に取り組んでいきます。ご興味のある方は、ぜひ下記までお問い合わせください。



▲WEBコンサルティングの様子

アシスタントワーカー採用についてのお問合せは、下記までお願いします。

令和5年度 アシスタントワーカー導入施設

社会福祉法人 大阪自彊館

特別養護老人ホーム ジュネス

介護現場で介護をしない仕事！経験・年齢不問、時間の融通が利きやすい内容です。施設利用者のベッドのシーツ交換、掃除や物品の補充やごみ捨て等、利用者への直接的な支援(直接介助)に携わらない業務です。

〒533-0023
大阪市東淀川区
東淡路1-4-49
メゾン リベルテ
☎06-6325-3336



社会福祉法人 たらちね事業会

特別養護老人ホーム ファミリー

介護の仕事ではありません。介護の経験はいりません。明るく元気な方であれば大丈夫です。1日2時間以上で可能な時間と曜日を選んで働きませんか。興味がある方は、まず施設見学や説明だけでも大丈夫ですので、ファミリーまでご連絡ください。

〒538-0032
大阪市鶴見区
安田2-1-27
☎06-6915-1717



社会福祉法人 日本ヘンケラー財団

特別養護老人ホーム ミネルヴァあべの

ユニット型特別養護老人ホームで、身体介護以外の場面でご入居者様の生活を支える一員として活躍していただきます。シーツ交換や各所清掃・消毒等の環境整備、食事や入浴等の準備、食器洗いや洗濯衣類の片付け、ショートステイご利用者様の荷物チェックなどが業務となります。

〒545-0011
大阪市阿倍野区
昭和町3-4-27
☎06-6629-1110



市民医学講座 **WEB開催**

知っ得! なっ得! **医学情報**



プログラム

- ①前立腺肥大症の低侵襲治療…………… 泌尿器科医長 南 彰紀
- ②下肢静脈瘤について…………… 心臓血管外科部長 青山 孝信
- ③骨粗鬆症～骨のあるオトナでいるために～…………… 内分泌内科部長 金本 巨哲

視聴日時

2023年12月7日(木) 12:00から12月21日(木) 12:00まで

市民の皆様にはわかりやすい内容で当院医師が講演いたします。視聴は無料です。ふるってご視聴下さい!

視聴方法

- ①病院のホームページへアクセス

大阪市立総合医療センター

- ②右のQRコードからアクセス

- ③下記視聴用URLを直接入力でも可能です
<http://onl.tw/qDdEWP8>



問合せ

大阪市立総合医療センター 地域医療連携センター

〒531-0021 大阪市都島区都島本通2-13-22 ☎06-6929-1221 (代表)

第65回 大阪市立弘済院附属病院 市民公開講座

参加費
無料

専門の医師から認知症についてわかりやすく解説する講演会を開催し、院内専門職による相談・展示コーナーを設置します。

(1) 講演会

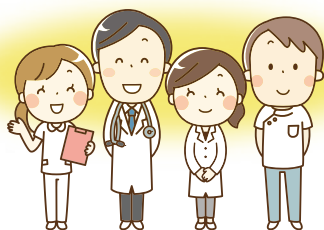
講演「認知症を生活レベルから考えてみませんか」

- 講師 弘済院附属病院
神経内科部長 吉崎 崇仁
- 座長 弘済院附属病院
病院長 田中 亨

(2) 相談・展示コーナー

看護、介護、栄養、お薬、リハビリ等の相談や各種展示コーナーがご利用いただけます。

※各コーナーは変更する場合があります。



- 日時/令和6年1月26日(金)(受付 13:30～)
講演会 14:00～15:00(1時間程度)
相談・展示コーナー 13:30～16:00
(相談が終わり次第終了)

- 場所/大阪市立弘済院寿楽館 吹田市古江台6-2-1
(阪急千里線・大阪モノレール 山田駅)

- 定員/60名(先着順)

- 申込方法/ファックス・メール・はがきでお申し込みの場合は、「公開講座参加希望」と明記の上、①代表者氏名(ふりがな)・②住所・③電話番号、④参加希望人数を記載ください。
● 電話、弘済院附属病院窓口からもお申込みいただけます。
● お申込みをされた方は、当日直接会場へお越しください。お申込時点で定員を超えた場合のみ連絡します。

- 申込期限/令和5年12月4日(月)～
令和6年1月19日(金)まで(消印有効)

問い合わせ先
申し込み先

弘済院管理課(附属病院グループ) 担当:新谷

☎06-6871-8032 ☎06-6872-0549 ✉kousaiin-kouza@city.osaka.lg.jp

※問い合わせ可能日、可能時間:月～金(祝日を除く)9:00～17:30

講座案内

●市民向け講座

市内在住、在勤、在学の方

講座名	日時	受講対象者	講師	内容	その他	
社会福祉史の市民講座	わかさ保育園の誕生とあいりん地域の児童対策の歴史について	令和6年 1月20日(土) 14:00~16:00	大阪市内在住・在学・在勤の方	社会福祉法人 石井記念愛染園 大國保育園 園長 西野 伸一	あいりん地域(釜ヶ崎)にあるわかさ保育園は1970年に誕生しました。今回は、創成期からみたあいりん地域の子どもの実態と、児童相談の変化、わかさ保育園の実践について学びます。	定員:40人 締切:1月10日(水) 受講料:無料
	社会福祉法人大阪社会医療センターの開設と歴史について	令和6年 2月17日(土) 14:00~16:00	大阪市内在住・在学・在勤の方	社会福祉法人 大阪社会医療センター 奥村 晴彦	大阪社会医療センター付属病院は、あいりん地域(釜ヶ崎)において、経済的理由などで必要な医療を受けられない人たちに医療を提供してきました。今回は、大阪社会医療センターとあいりん地域の歴史について学びます。	定員:40人 締切:2月7日(水) 受講料:無料

●福祉従事者向け研修

申込み多数の場合は抽選です。締め切り後に、事業所あてに決定通知を送付します。

研修名	日時	受講対象者	講師	内容	その他
触法障がい者の支援について	令和6年 1月16日(火) 14:00~16:30	大阪市内の福祉関係施設・事業所に勤務する職員	一般社団法人 よりそいネットおおさか 大阪府地域生活 定着支援センター 相談員 西出 一美	触法行為を行った障がいのある人への支援実践についての講義を受け、理解を深め、実践の中で活かせる知識や支援方法を学びましょう。	定員:36人 締切:12月15日(金) 受講料:1,500円
発達障がいの理解と支援(成人支援者向け)	令和6年 1月17日(水) 14:00~16:00	大阪市内の福祉関係施設・事業所に勤務する職員	合同会社オフィスばん bonワークス豊中 管理者・サービス管理 責任者 讓田 和芳	発達障がいのある方の行動特性や認知特性を知ることで成人期の発達障がい者支援の実践の中で活かせる支援方法を学びましょう。	定員:36人 締切:12月6日(水) 受講料:1,500円
リスクマネジメント研修 (種別編・保育・児童分野) (リーダー・主任・管理職員対象)	令和6年 1月24日(水) 13:30~16:40	大阪市内の主に保育・児童分野の福祉関係施設・事業所に勤務する管理職員(施設長の他、リーダー・主任も含む)	大阪教育大学 健康安全教育部 教育学部教員養成課程 家政教育部 教授 大阪教育大学附属 天王寺小学校長 小崎 恭弘	「子どもと施設(職場)を守るためのリスクマネジメント」 ~子どもの安全と保育者としての心構えについて考える~	定員:36人 締切:12月26日(火) 受講料:1,500円
どもった話し方(吃音)のこどもたちの正しい理解と啓発	令和6年 2月16日(金) 13:30~16:30	大阪市内の保育・児童等の福祉関係施設・事業所に勤務する職員	関西外国語大学 短期大学部 言語聴覚士・教育学博士 准教授 壺田 利明	吃音の最新知識、具体的な早期対応(支援方法)を実践的に、演習を交えながら学びを深めます。	定員:54人 締切:令和6年 1月26日(金) 受講料:1,500円
パワーポイントDE プレゼンテーション	令和6年 2月19日(月)、 2月26日(月) 10:00~16:30	大阪市内の福祉関係施設・事業所に勤務する職員	京都光華女子大学 短期大学部 ライフデザイン学科 教授 森際 孝司	パワーポイントソフトを使った資料作成のコツを学び、実際に発表を行い、フィードバックを受ける演習を通してプレゼンテーションの基礎を実践的に学びます。自分の伝えたい情報を正確に相手に届けるスキルを身につけましょう。	定員:30人 締切:令和6年 1月25日(木) 受講料:6,000円
医療的ケアを必要とする障がい児への支援について	令和6年 2月20日(火) 14:00~16:00	大阪市内の障がい児通所支援事業等(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)に勤務する職員	放課後等デイサービス オレンジ 児童発達支援管理責任者 看護師 大谷 信江	医療的ケアを必要とする障がい児の実際を知り、受け入れる際の工夫について学び参加者間で共有しましょう。	定員:24人 締切:令和6年 1月31日(水) 受講料:1,500円

研修につきましては、次の措置を講じたうえで実施する予定です。

- 空調設備により常時換気を実施しています。
- 休憩時間等には換気をすることがあります。
- マスクの着用については、個人の判断に委ねますが、福祉・介護関係者の参加も多いことから研修中はマスクを着用することを推奨します。
- 消毒液を常備し、手に触れる箇所の消毒に努めています。

★日程及び締切日は、主催者の都合で変更する場合があります。

●福祉従事者向け研修の申込み方法▶当センターのホームページから申込みか、申込用紙をダウンロードしてFAXでお申込みください

申込・問合せ先

大阪市社会福祉研修・情報センター 〒557-0024 大阪市西成区出城2-5-20

☎06-4392-8201

☎06-4392-8272

🌐https://www.wel-osaka.com

✉kensyu@shakyo-osaka.jp

図書・資料閲覧室からのお知らせ

図書・DVD新着情報

図書紹介

施設ケアプラン事例集 疾患別・状態別書き方のポイント

阿部 充宏 著 中央法規出版 2023年
ケアプラン点検者が教える!施設ケアプランに特化した18の事例を紹介。書き方のポイントやよくあるNG文例・OK文例も併せて掲載しているので、どのように考えて作成すればよいか具体的にわかる!



パッと見で超わかる! 2024年介護保険改正

中央法規「ケアマネジャー」編集部 編
中央法規出版 2023年

2024年に行われる介護保険改正の内容を、サービス別にわかりやすく図解。同時に行われる医療・障害に関する報酬改定の内容も網羅し、相談援助職はもちろん、介護サービスにかかわる管理職・現場スタッフ必読の一冊。



職業リハビリテーションにおける認知行動療法の実践 精神障害・発達障害のある人の就労を支える

池田 浩之 ほか 編著
遠見書房 2023年

各領域の認知行動療法の導入や支援モデルの構築、当事者の職場定着や支援従事者の育成まで幅広く論じる。障害のある人たちの「働きたい思い」の実現のために日々奮闘している援助職の方たちにぜひ読んでほしい一冊。



DVD紹介

全国共通防災 感染症対策 Vol.2 地域・社会で備える編

十影堂 31分 2020年

感染症はインフルエンザやノロウイルスなど、身近な脅威である。コロナウイルスだけでなく、そんな聞きなれた感染症の社会における感染経路や感染拡大を防ぐための職場におけるマニュアルの作成など、個人ではなく社会の中での対策・予防について紹介!



PLAN 75

ハピネット 112分 2023年

少子高齢化社会が一層進んだ近い将来の日本で、満75歳から生死の選択権を与える社会制度〈プラン75〉が施行された。夫と死別した78歳の角谷ミチはある日、高齢を理由に仕事を突然解雇され〈プラン75〉を検討し始める。この架空の制度を媒介に、「生きる」という究極のテーマを全世代に問いかける衝撃作!



83歳のやさしいスパイ

アルバトロス 90分 2022年

ある老人ホームの入居者が虐待されているのではないかとこの疑惑があり、内定のため入居者として潜入した83歳の男性セルヒオの調査活動を通して、ホームの入居者たちのさまざまな人生模様が浮かび上がる様子を描いたドキュメンタリー。



図書・資料閲覧室 休室のお知らせ

図書・資料閲覧室は、書籍・資料などの蔵書点検と年末年始の休館のため、令和5年12月26日(火)～令和6年1月5日(金)まで休室します。

年内の開室は12月25日(月)まで、年始は1月6日(土)から開室します!

ご利用の皆様には、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※12月26日(火)～28日(木)、1月4日(木)・5日(金)は、返却のみ1階 事務所で、平日は午前9時～午後9時まで、土曜日と日曜日は午前9時～午後5時まで受け付けております。



図書・資料閲覧室の開館時間を延長しています!

毎週金曜日の開館時間を午後7時まで延長しています。ぜひご利用ください!

大阪市社会福祉研修・情報センター2階の図書・資料閲覧室では、福祉に関する図書・DVD・ビデオなどを、無料で貸出しております。(認知症、介護技術、手話のDVDや、福祉の関係の雑誌などが充実しています。)



開室時間 / 月曜日～木曜日・土曜日 9:30～17:00、金曜日 9:30～19:00

貸出期間 / 2週間(図書・雑誌等は5冊、DVD・ビデオは5本まで)

利用資格 / 貸出し期間(2週間)内に、来館しての返却が可能な方

※郵送での返却はできません

※初回の登録時には、住所・名前などの証明ができる本人確認書類(免許証・保険証など)をご持参ください

休室日 / 日曜日・祝日(土曜日は除く)・年末年始

問合せ先 / ☎06-4392-8233 お電話で図書・DVDの予約も承ります



備えあればフレイルなし!

～もっと知ってほしい“フレイル予防”のこと～

フレイルって?

病気ではないけれど、年齢を重ねるにつれて、全身の筋力や心身の活力が低下している状態をいいます。何歳からでも、ちょっとした工夫で予防・回復ができます。

4つの柱でフレイル予防

栄養

しっかり食べて
低栄養予防

運動

筋力をつけて
疲れにくい体づくり

口腔

おしゃべり楽しく
お口と歯の健康

外出と交流

外出増えて
つながりできる

おすすめ! フレイル予防に効果あり 百歳体操

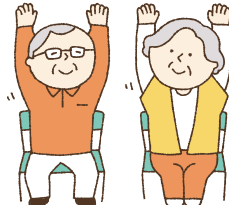
いきいき百歳体操は、週に1～2回、ご近所で集まって行う筋力づくりの体操です。

人と人との
つながりができる

自分のペースで
筋力づくり

かみかみ百歳体操で
お口も鍛える

★仲間がいたら
続けられる!



★おもりの数で負荷を
調整できる!

★お家でもできる!

動画公開中!
いっぺん
やってみて～

YouTube



大阪市ホームページでは、フレイル予防や百歳体操に関する情報を掲載しています。

大阪市 フレイル予防 検索

問い合わせ・申し込み先 各区保健福祉センターの電話番号は「4ケタ△△△△-9968」です

北区	6313	都島区	6882	福島区	6464	此花区	6466
中央区	6267	西区	6532	港区	6576	大正区	4394
天王寺区	6774	浪速区	6647	西淀川区	6478	淀川区	6308
東淀川区	4809	東成区	6977	生野区	6715	旭区	6957
城東区	6930	鶴見区	6915	阿倍野区	6622	住之江区	6682
住吉区	6694	東住吉区	4399	平野区	4302	西成区	6659

大阪市福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課 ☎06-6208-9957

今月の自助具／筆記用具延長棒

主な適応疾患・対象者 ▶ 脳性麻痺等で腕が十分に伸ばせない人

機能・特徴

- 太さが異なる各種の筆記用具を取り付けることができる
- 十分に腕が伸ばせなくても、広い範囲で描画できる

使い方

- 延長棒の先端にねじ止めされている目玉クリップに筆記用具を取り付ける
- 筆記用具が細い場合は、内側の狭い隙間を利用する



資料提供・問合せ▶

特定非営利活動法人 自助具の部屋

☎06-4981-8492 (月・水・金 10:00～15:00)

NPO自助具の部屋ホームページ▶



健康生活 応援グッズ

安心・快適な介護用ベッド

Wide & Longで
特別なゆとり空間を



●楽匠ウィング

100cm幅のワイドサイズ。さらにベッドの長さが205cmまで切り替えられます。背上げ機能では、身体のずり落ちや圧迫感を大幅に軽減し、安定した姿勢で起き上がることができます。

1人ひとりの“ちょうどいい”へ



●ヨカロ

より進化した「背上げ機能」、業界最高クラスの「床面高さ」により、腰に負担の少ない背上げや、食事介助や口腔ケアのための姿勢づくりもしやすくなりました。

体型・症状にベッドが対応
この1台でマルチフィット



●マルチフィットベッド

多彩な調節機能で体型・姿勢・スペースなどにマルチにフィット。シンプルなデザインだから、お部屋にもぴったりマッチします。

問合せ

公益社団法人関西シルバーサービス協会
介護情報・研修センター福祉用具展示場

〒542-0012 大阪市中央区谷町7-4-15

大阪府社会福祉会館1階

☎06-6763-1480

🌐https://kansil.jp

ウェルおおさか はーとフェア2023

入場
無料

“見て、知って、体験しよう!”をテーマに
実施する福祉・介護の啓発イベントです。

開催日時 **12月9日** 10:45~15:30

開催場所 **大阪市社会福祉研修・情報センター**
〒557-0024 大阪市西成区出城2-5-2

主な
イベントなど

スタンプラリー参加者には
景品プレゼント!
(先着200人)

♥フリーキャスター駒村多恵さんによる講演 **事前申込**

「働きながら親の介護、成功の秘訣」

ご自身の家族の介護体験や、
家族を介護するうえでのコミュ
ニケーションのコツについて
聞き、現在皆さんがおこなって
いる介護や、これから
始まるかもしれない介
護について考えてみ
ましょう。

NHK
「あさイチ」で
おなじみ



♥きらめき大賞&映画上映会

事前申込

1 きらめき大賞表彰式・報告会

福祉・介護の仕事の魅力や、や
りがいを感じた体験談の中から
今年度の受賞作品の報告発表
と受賞者への表彰を行います。

2 映画上映会

映画「ぼけますから、よろしく
お願いします。～おかえり お母さ
ん～」を上映します。



♥講座「持ち上げない介護技術講座」

「高齢者にやさしい食事講座」 **事前申込**

♥自助具製作体験講座 **事前申込**

♥大阪市介護家族の会による介護相談

♥福祉・介護の展示・体験コーナー

♥ミニステージ(ボランティアによる発表)

♥リサイクルブックフェア

♥絵本の読み聞かせ

♥やってみようコーナー(実験・工作・ゲーム)

♥事業所等による物販

(福祉関係事業所の飲食販売、物品販売)

★申し込み方法や詳細は当センターホームページをご確認ください。

チラシが作りたい
パンフレットが作りたい
カタログが作りたい
…でも、どうやって作ったらいいの

それ、アド・エモンに
おまかせください

納得のご予算で

企画から取材・撮影・デザイン・
印刷・納品にいたるまで、あなたのイメージを
トータルでカタチにします。
下記まで気軽にご相談ください。

TOTAL CREATION
AD.EMON
株式会社 アド・エモン

〒530-0041 大阪市北区天神橋2丁目北1-23 丸丹ビル306号
TEL:(06)6358-1010 FAX:(06)6358-1011 E-mail:info@ad-emon.com
<http://www.ad-emon.com>

(広告)

大阪市 社会福祉研修・情報センター

X (旧Twitter) を
チェック!

研修の告知・研修のレポート報告
普段のスタッフの様子、知って得する豆知識など
さまざまな情報を発信します!!

https://twitter.com/wel_osaka



フォローお願いします!!

CENTER INFORMATION

大阪市社会福祉研修・情報センターのご案内

開館時間 / 9:00~21:00まで(土・日曜日は9:00~17:00まで)

図書・資料閲覧室は9:30~17:00まで(月~土曜日) ※毎週金曜日19:00まで

休館日 / 国民の祝日(土・日曜日と重なる場合は除く)、年末年始(12月29日~翌1月3日)

項目	直通電話番号	お問合せ時間
会議室など利用の問合せ	06-4392-8200	9:00~21:00(土・日曜日は17:00まで) (会議室の申込・お支払いは9:30~17:00)
研修関係の問合せ	06-4392-8201	9:00~17:00
図書・資料閲覧室の問合せ	06-4392-8233	9:00~17:00

貸室ご利用の皆様へ

貸室予約がオンラインで24時間パソコンやスマートフォンから可能となりました。

ホームページの【貸室のご案内】よりログインし、ご予約ください。
初めてご利用される方は、事前にお問合せください。

ウェルおおさか 検索

利用申込の受付は6か月前からです。

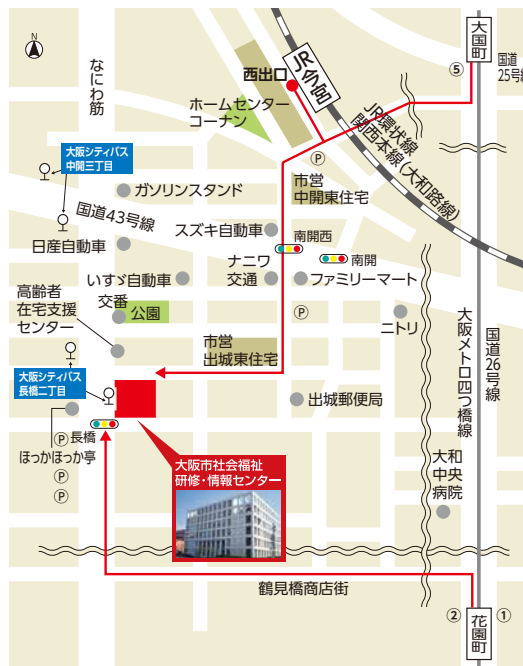
利用日の6か月前(6か月前の同じ日)から、インターネットでの予約、または電話や窓口でご確認のうえ所定の用紙でお申込みください。

電話や窓口での受付は、9:30から17:00まで。

☎06-4392-8200 FAX06-4392-8206

※インターネットでの予約可能な期間は、利用日の6か月前から利用日の1週間前までです。

FAXでの申込み可能な期間は、利用日の6か月前の9:30~利用日の3日前までです。
詳しくは、ホームページの【貸室のご案内】をご覧ください。



会議室等の使用料

利用できる貸室および料金は、次のとおりです。ご予約は利用日の6か月前からです。

(単位:円)

室区分	利用人員のめやす	時間区分	午前	午後	夜間	全日
			9:30~12:30	13:00~17:00	18:00~21:00	9:30~21:00
4階	会議室	99	3,800	5,100	3,800	11,400
	会議室 東	45	1,900	2,600	1,900	5,800
	会議室 西	54	2,900	3,800	2,900	8,600
	介護実習室	36	5,700	7,600	5,700	17,100
	演習室	18	1,000	1,300	1,000	3,000
5階	大会議室	144	5,800	7,700	5,800	17,400

交通 / ご来所には【大阪シティバス】【JR】【大阪メトロ】をご利用ください

●大阪シティバス

【長橋二丁目】バス停すぐ
52系統(なんば~あべの橋)

【中開三丁目】バス停徒歩5分
80系統(鶴町四丁目~あべの橋)

●JR大阪環状線・大和路線

【今宮】駅から徒歩約10分

●大阪メトロ・四つ橋線・御堂筋線

【花園町】駅(①・②出口)から徒歩約15分

【大国町】駅(⑤出口)から徒歩約15分

所在地 / 〒557-0024 大阪市西成区出城2丁目5番20号

設置主体 / 大阪市

運営主体 / (指定管理者)
社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会

電話 / ☎06-4392-8200(代表)

ファックス / FAX06-4392-8206

URL / https://www.wel-osaka.com

Facebookもチェック



X(旧Twitter)もチェック



「ウェルおおさか」に
広告を掲載しませんか

詳しくはお問合せください...

大阪市社会福祉研修・情報センター

☎06-4392-8201 FAX06-4392-8272

✉kensyu@shakyo-osaka.jp



人権啓発キャッチコピー

〔テーマ〕高齢者をめぐる人権

高齢者 感謝の心 いつか私も進む道

野田 静子さん(令和4年度「人権に関する作品募集事業」キャッチコピー 一般の部 優秀賞)